

第2次東郷町地域福祉グランドデザイン 事業一覧（町）

資料2

基本目標1 つながり支え合う地域づくり

基本施策	取組	取組内容	事業名	事業の内容	担当課
（1） 福祉や地域に対する関心・意識の向上	1 福祉を学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の多様なニーズに応じた学習プログラムを提供すると共に、地域における実践的な学びの場の創出を図ります。 ・広報やホームページ、SNS、回覧板など、多様な媒体を活用し、福祉に関する講演会、研修会、イベント情報を積極的に発信します。 ・学校教育と連携した福祉教育を推進します。 	各種出前講座の開催	各種福祉に関する講座のメニューを揃え、住民のニーズに応じて地域に出向いた学びの場を開催します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 地域協働課
			福祉に関する講演会、研修会、イベント情報の発信	広報紙、ホームページ、SNS、回覧板等、様々な媒体を活用し福祉に関する情報を周知します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 地域協働課
			福祉実践教室との連携	社会福祉協議会が実施する福祉実践教室と連携し、小中学生への福祉教育を充実します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 学校教育課
	2 人権尊重・相互理解に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページなど多様な媒体を活用し、人権に関する情報を発信すると共に、講演会や講座を開催するなど、人権啓発を推進します。 ・学校教育や地域活動と連携し、子どもの頃から人権への理解を深める機会を提供します。 ・認知症や障がいに関する正しい知識の普及と理解促進を図ります。 	人権に関する情報の発信	広報紙、ホームページ、SNS、回覧板等、様々な媒体を活用し人権に関する情報を周知します。	地域協働課
			人権に関する講演会、研修会、イベントの開催	人権に関する講演会、研修会、イベントを開催します。	地域協働課
			学校や自治会と連携した人権への理解を深める機会の提供	学校や自治会と連携し、座学だけではなく、人権に関する実践的な機会を提供します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 地域協働課 学校教育課
			各種啓発月間等を活用した正しい知識の普及と理解促進	認知症、障がい等に関する正しい知識の普及と理解促進を図ります。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室
（2） 地域福祉活動	3 民生委員・児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページ、SNSなど、多様な媒体を活用し、民生委員・児童委員の活動の重要性や魅力について町民への周知を図ります。 ・民生委員・児童委員がより一層活動しやすく、継続的に取り組むことができるよう、活動環境の整備を進めます。 ・地域における包括的な支援体制の構築に向けて、情報交換や交流の場の設置、福祉の関係機関との懇談の機会を通じて、ネットワークづくりを推進します。 	民生委員・児童委員の周知	民生委員・児童委員の活動の重要性や魅力を地域住民に発信します。	福祉課
			民生委員・児童委員の効果的・効率的運営支援	民生委員・児童委員が組織する部会及び委員会組織を見直し、運営の支援を行います。また、ＩＣＴの導入等を検討します。	福祉課
			地区民協の実施	民生委員・児童委員が小学校区ごとに集まり地域の情報交換を行うことで顔の見える関係を作り、連携体制の構築を図ります。	福祉課
			自治会との連携体制の強化	民生委員・児童委員と自治会が顔の見える関係を築き、お互いに相談しやすい関係を構築します。	福祉課 地域協働課
			支援関係機関との連携体制の強化	民生委員・児童委員と支援関係機関が顔の見える関係を築き、お互いに相談しやすい関係を構築します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 学校教育課

割の 扱い手づ くりと活 動を支 える仕組 みづくり	4 福祉活動の 扱い手づく りと支援	各種サポーター等養成講座の開催	各種サポーター等養成のための講座を開催し、参加の促進を図ります。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室
		各種サポーター等フォローアップ研修の開催	養成されたサポーター等に対し、研修の機会を提供し資質の向上を図ります。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室
		各種サポーターの活動支援	養成されたサポーター等が活躍できる場を充実します。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室
		各種サポーターの周知の実施	各種サポーター等の活動の重要性や魅力、実施イベント等を地域住民に発信します。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室 成人保健推進室
		町民活動センターの活用推進	活動者や団体同士の交流を促進します。	地域協働課
	5 町民活動・ ボランティア活動等の活性化	まちづくり提案事業の実施支援	「協働によるまちづくり提案事業」を通じて、住民のアイデアや自主的な活動を積極的に支援します。	地域協働課
		ボランティア活動者・団体の活用	社会福祉協議会が実施するボランティアセンターに登録している活動者・団体を積極的に活用します。	全課
		町民活動センターの活用方法の検討	町民活動が活性化するようなセンターの運用方法を検討します。	福祉課 地域協働課
(3) 地域での支え合い	6 区・自治会活動の活性化	自治会加入率向上への取組	自治会加入ポストの設置やパンフレットの配布などにより、自治会加入率の向上を図ります。	地域協働課
		駐在員会議での情報共有・横展開	駐在員会議を開催し、必要な情報を提供します。また、区長・自治会長同士で地域の情報交換を行うことで、横の連携体制の構築を図ります。	地域協働課
		民生委員・児童委員との連携体制の強化	自治会と民生委員・児童委員が顔の見える関係を築き、お互いに相談しやすい関係を構築します。	福祉課 地域協働課
	7 見守り・声かけの推進	子どもの見守り体制の連携強化	こども110番の家、クールスポット等の登録や登下校時の見守りを促進し、見守り体制の充実を図ります。	こども課 こども保健推進室 学校教育課
		ひとり暮らし高齢者の見守り体制の連携強化	ひとり暮らし登録制度を見直し、支援者同士が連携できる体制を整えます。	高齢者支援課
		見守り協定の締結	対象者を限定しない包括的な見守り協定を民間事業者や警察等と締結します。	福祉課 高齢者支援課 情報広報課

い 推 進	8 地域の防 災・災害対 応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区的自主防災組織等の防災訓練や日常的な見守り活動、支援方法の検討などを支援し、地域の防災力向上を図ります。 ・災害時に避難行動要支援者への支援が円滑に行われるよう、関係者と連携して支援対象者名簿の整備及び個別避難計画の作成を推進します。 ・高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊娠婦、疾病のある人など、配慮が必要な人が安心して避難所生活を送れるよう、福祉施設等と連携して福祉避難所の設置を設置すると共に、一般避難所においても要配慮者スペースの確保を検討します。 	地区防災訓練等の支 援	各地区的防災活動を支援します。	防災安全課
			避難行動要支援者名 簿の作成	避難行動要支援者名簿の登録制度を見直し、真に支援の必要な人が登録できるよう支援します。	福祉課 高齢者支援課 防災安全課
			個別避難計画の作成	個別避難計画の在り方を検討し、計画の作成を進めます。	福祉課 高齢者支援課 防災安全課
			福祉避難所の検討	福祉避難所の在り方を検討し、災害時に配慮が必要な人が安心して避難できる環境を整備します。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室 防災安全課
(4) 孤立 防止と生 きがいづ くりの推 進	9 地域の多様 な居場所づ くり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の通いの場、サロン活動、子ども食堂など、多様な主体による取組を支援し、地域のつながりの基盤を強化します。 ・年齢や障がいの有無、立場に関わらず、誰もが安心して過ごせる「居場所」となる場の創出・充実を図ります。 	各種居場所の取組支 援	多様な主体による各種居場所の取組を支援し、地域のつながりの基盤を強化します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室
			誰でも参加できる居 場所の創出	年齢や障がいの有無、立場にかかわらず、誰もが安心して過ごせる「居場所」となる場の創出・充実を図ります。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室
			居場所のための公共 施設等の活用検討	地域に様々な居場所が増えるよう、各種公共施設の活用について検討します。	福祉課
(5) 地域の多 様な主 体間のつ ながりの促 進	10 社会参加や 交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流事業や地域イベントの開催支援など、住民同士がつながり、交流を深められる機会の充実を支援します。 ・高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが社会とのつながりや生きがいを実感できるよう、趣味・学習・ボランティア・就労など、関心に応じた多様な活動の場を創出します。 ・多様な立場の人が共に活動できるよう、地域活動における合理的配慮の提供や参加支援の充実を図ります。 	各種地域イベントの開 催支援	住民同士がつながり、交流を深められるよう各種地域イベントの開催を支援します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 地域協働課 生涯学習課
			多様な活動の場の創 出	誰もが社会とのつながりや生きがいを実感できるよう、多様な活動の場を創出します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 地域協働課 産業振興課
			合理的配慮の実施	各種イベント等において多様な立場の人が共に活動できるよう、合理的配慮を図ります。	全課
11 多様な主体 (企業・学 生)の参画 促進		<ul style="list-style-type: none"> ・企業、NPO、大学、学生などが、得意分野や特性を生かして地域福祉に関わることができるよう、広報やコーディネート機能の構築に向けた検討を行い、社会参画の促進を図ります。 	地域福祉に関する包 括連携協定の締結	企業、NPO、大学、学生などが地域福祉に関わりやすくするための包括連携協定の締結を推進します。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室 地域協働課 防災安全課 情報広報課
			コーディネート機能 の構築に向けた検討	企業のCSR活動としての清掃活動、寄附・物品提供、社員ボランティア派遣、学生の地域の子ども食堂や学習支援への参加、イベント企画、インターンシップ、企業・学生と地域団体を結びつける場の設置など、これまで地域活動や福祉活動に関与が薄かった企業や学校・学生など新しい手を巻き込むようなコーディネート機能の構築に向けた検討を行います。	福祉課 情報広報課
12 地域で新た に取り組む 協働事業へ の支援		<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれの強みを生かして協働し、地域の課題に取り組むことができるよう、主体間を繋ぐコーディネートを行うと共に、活動の実施を支援します。 	協働事業支援	見守りや移動支援など日常生活支援の立ち上げ、防災と福祉を組み合わせた訓練やイベント、福祉委員会や自治会の自主事業への助成金・アドバイザー派遣など住民・自治会・団体が自発的に立ち上げた活動に、助成や人材派遣で支えます。	福祉課

第2次東郷町地域福祉グランドデザイン 事業一覧

基本目標2 丸ごと受け止める体制づくり

基本施策	取組	取組内容	事業名	事業の内容	担当課
(1) 包括的な相談支援体制の充実	13 属性を問わない相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢、障がい、国籍、経済状況など、個人の属性に関わらず、どのような悩みでも受け止められるよう、既存の相談窓口の機能強化、対応力向上を図ると共に、窓口間の連携強化を図ります。 ・住民の多様なニーズに対応できる相談員の育成に力を入れます。 	包括的相談支援事業（重層）	高齢、障がい、子育て、生活困窮の各分野において、相談者の属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要に応じて適切な相談機関につなぎます。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室
	14 各相談機関の機能と連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談窓口の充実を図ると共に、相談先が分かるように周知を行います。 ・地域包括支援センター、障がい者総合支援センター、こども家庭センター、社会福祉協議会など、多様な専門機関がそれぞれの機能を最大限に發揮し、効果的に連携できるよう、情報共有や多機関連携会議を定期的に開催します。 	各種相談機関の周知 連携会議の実施	住民の多様なニーズに対応できるよう、積極的に研修に参加します。 高齢、障がい、子育て、生活困窮等に限らず幅広い相談先・機関を周知します。 包括的相談支援を行う相談窓口同士の連携をしやすくするような検討を重ねます。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室 地域協働課 学校教育課
(2) 連携により支援につなぐ仕組みの充実	15 包括的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉プロジェクトチーム会議を開催し、包括的な支援体制の構築に向けた方針や地域課題を共有し、全庁的な合意形成、意識統一を図ります。 ・関係機関を含めた重層的支援体制整備事業検討会を実施し、事業の進め方や体制整備の具体的手法等について検討を行います。 ・地域住民を含めた地域福祉グランドデザイン推進委員会において、包括的支援体制の構築・強化に向けた施策や計画の推進方法について検討・協議を行います。 ・ひきこもりやごみ屋敷など制度の狭間の課題を抱える世帯にも、支援を届けることができる仕組みを構築します。 	地域福祉推進プロジェクトチーム会議の実施 つなぐ体制整備	地域福祉推進プロジェクトチーム会議を実施し、計画の進捗管理を行うとともに、全庁横断的連携事業の可能性を検討し、推進します。 制度の狭間の課題を抱える世帯にも支援を届けるよう、つなぐ体制を整備します。	福祉課 福祉課
	16 重層的支援会議による連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業を通じて、複雑化・複合化する課題の解決に向け、迅速に支援方針を決定します。 	重層的支援会議・支援会議の開催（重層） 多機関協働事業による支援プランの作成（重層）	各分野単独では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例について、重層的支援会議や支援会議を開催し、課題の解きほぐしや支援の方向性の整理、役割分担、地域課題の抽出や検討等を行います。 重層的支援会議において協議した支援内容について支援プランを作成し、評価を行います。	福祉課 福祉課
	17 アウトリーチ支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・CSWを配置し、地域で課題を抱えながら社会的孤立に陥っている人などに対して、早期発見・早期対応のため相談を受けるだけではなくアウトリーチ型の支援を強化します。 	アウトリーチ支援事業（重層）	CSWを配置することで、複雑化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人の情報をキャッチし、本人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行い、対象者と信頼関係を構築しながら必要な支援につなぎます。	福祉課
	18 参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の狭間の問題や、多様で複合的な課題を抱える人が、社会とのつながりをつくることで課題の解決に結びつけられるような体制を整備します。 ・様々なニーズや希望、状況等に対応できるよう、地域の資源を活用したコーディネートやマッチングによる支援の方法を検討します。 	参加支援事業（重層）	CSWを配置することで、既存の社会参加に向けた事業では対応しきれない方に対して、社会とのつながりづくりを行うとともに、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや新たな支援メニューづくり、マッチング後の定着支援を行います。	福祉課

	19	福祉人材の育成・確保	・介護・福祉サービスの従事者、必要な資格取得や研修の情報提供や受講機会の周知を通じて、資質向上の促進につなげます。	各種研修・助成等の情報発信 就職イベントとの連携	国や県が実施する各種福祉人材の確保に関する制度等を積極的に発信します。 地元就職フェア等の就職イベントと福祉事業所との連携を推進します。（ＰＴ会議）	福祉課 高齢者支援課 こども課
						福祉課 高齢者支援課 こども課 産業振興課
(3) 多様な福祉サービスの充実	20	共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開	・高齢者や障がいのある人など、対象を限定しない共生型サービスの推進を支援し、多様な利用ニーズに応える体制を整えます。 ・既存の福祉施設が地域に開かれた多機能拠点となるよう、多様な住民のニーズに応じた柔軟なサービス提供や交流の機会創出を支援します。	共生型サービスの提供 福祉施設の地域交流推進	共生型サービスの提供を拡充します。 各種福祉施設と地域との交流が推進されるよう支援します。	福祉課 高齢者支援課
						福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室
	21	民間事業者や社会福祉法人による多様なサービスの充実	・民間事業者や社会福祉法人と連携し、地域の課題やニーズに応じて、福祉サービスや支援活動の充実を図ります。 ・民間事業者や社会福祉法人の専門的な知識や技能を生かした地域貢献活動を支援すると共に、地域の課題やニーズに関する情報共有を通じて事業者間の連携を強化し、地域全体の福祉力の向上につなげます。	サービス事業者と地域の情報交換の場の提供 福祉サービス等の充実 地域貢献活動支援	各種福祉サービス事業者と地域住民との情報交換の場を提供します。 民間事業者や社会福祉法人等と連携し、地域の課題やニーズや応じて、福祉サービスや支援活動の充実を図ります。 民間事業者や社会福祉法人等の専門的な知識や技能を活かした地域貢献活動を支援します。	福祉課 高齢者支援課 こども課
(4) 福祉に関する制度やサービスの周知	22	多様な媒体を活用した情報提供	・広報、ホームページ、SNS、地域の掲示板など、住民の利用状況に応じた多様な媒体を活用し、福祉に関する制度やサービス、相談窓口の情報を積極的に発信します。 ・年代やライフスタイルに合わせた効果的な伝達手段を検討し、伝わりやすく、分かりやすい情報提供の方法を導入すると共に継続的に見直します。	福祉に関する情報の発信	住民の利用状況に応じた多様な媒体を活用し、福祉に関する制度やサービス、相談窓口の情報を積極的に発信し、伝わりやすく、分かりやすい情報提供の方法になるよう継続的に見直します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 情報広報課
	23	全ての人に分かりやすい行政情報の発信	・やさしい日本語や多言語対応、ユニバーサルデザインに配慮するなど、子どもから高齢者、障がいのある人、外国人住民まで、誰もが理解しやすい情報提供を推進します。	誰もが理解しやすい情報発信	行政に関する様々な情報について、誰もが理解しやすい方法で情報を提供します。	全課

第2次東郷町地域福祉グランドデザイン 事業一覧

基本目標3 誰もが大切にされる環境づくり

基本施策	取組	取組内容	事業名	事業の内容	担当課
(1) 生活困窮者等の自立支援の充実	24 生活・学習・住まいの包括的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者が安定した日常生活を営めるよう、家計相談や健康管理支援、日常生活における課題解決に向けた助言を行うと共に、必要に応じて尾張福祉相談センターにつなぎます。 ・尾張福祉相談センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携し、生活困窮者の生活や自立支援を支援します。 ・子どもの学習支援や、資格取得など大人向けの学習機会の提供を通じて、自立に向けた能力向上をサポートします。 ・住まいの確保が困難な人に対しては、相談窓口を通じて生活困窮者自立支援制度や住居確保給付金などの尾張福祉相談センターの支援に繋ぐと共に、居住支援法人との連携を強化し、安心して暮らせる住環境の確保に繋げます。 	福祉事務所未設置町村による相談事業	一時的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び、助言、県（福祉事務所）との連絡調整、自立支援事業の利用勧奨その他の必要な援助等を行います。	福祉課
			生活困窮者自立支援事業へのつなぎ	生活困窮相談により、必要な方へは尾張福祉相談センターが実施する生活困窮者自立支援制度（自立相談支援事業、住居確保給付金、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、一時生活支援事業）の案内を行います。	福祉課 債権管理課
			子どもの学習支援機会の充実	家庭環境による経験格差の縮小のため、子どもの学習機会の増加を図ります。	こども保健推進室
			フードドライブ・学用品のおさがり回収の実施	フードロス削減とともに、生活に困窮している人の支援としてフードドライブ学用品のおさがり回収事業を実施します。	環境課
			居住支援体制の構築	居住支援法人との連携を始め、住まいの確保が困難な人に対して安心して暮らせる住環境の確保のための支援体制を構築します。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室 都市計画課
(2)	25 就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者が安定した就労につながるよう、町の相談窓口で相談を受け、必要に応じて尾張福祉相談センターや関係機関の支援に繋ぎます。 ・ハローワーク等の関係機関や企業との連携を強化し、多様な就労機会の確保に努めます。 	生活困窮者自立支援事業へのつなぎ	生活困窮相談により、必要な方へは尾張福祉相談センターが実施する生活困窮者自立支援制度（就労準備支援事業）の案内を行います。	福祉課
			ハローワーク巡回相談へのつなぎ	生活困窮相談により、必要な方へはハローワークが実施する生活困窮者向けの巡回相談の案内を行います。	福祉課
			商工会との連携	商工会と連携し、多様な就労機会の確保に努めます。	福祉課 産業振興課
26 生活困窮者支援を通じた地域づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の孤立を防ぎ、地域で安心して暮らせるよう、地域住民やNPO、関係機関との連携を強化します。 ・CSWを配置し、生活困窮者を支える地域住民の理解促進を図ると共に、住民が主体的に参加できる居場所づくりや交流機会の提供を通じて、地域全体で支え合う体制を構築します。 	子ども（地域）食堂支援	地域で生活困窮者の孤立を防ぎ、居場所や交流の機会となるような子ども（地域）食堂の運営支援を行います。	福祉課 こども保健推進室
			生活困窮者支援を通じた地域づくり事業	CSWを配置することで、世代や属性を超えた交流や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。	福祉課
27 相談しやすい体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり相談窓口「トモニ」や各種支援に関する情報について、町ホームページや広報など多様な媒体を通じて、発信を行います。 ・ひきこもりや不登校の背景や状況は様々であることを踏まえ、個々の相談内容や支援ニーズに応じて柔軟に対応できる体制を構築すると共に、不登校の子どもや義務教育を修了した若者を支援に繋ぐ体制を整えます。 	相談窓口の周知・啓発	ひきこもり相談窓口「トモニ」、不登校相談窓口を周知します。	福祉課 学校教育課
			ひきこもり相談	ひきこもり・不登校の本人や家族等が相談できる窓口を設置し、相談対応を行います。	福祉課 学校教育課

（二）生きづらさを感じている人への支援の推進（ひきこもり等への支援）	28 当事者向けの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり等の当事者が、自分のペースで参加できる安心・安全な居場所を創出し、社会とのゆるやかなつながりを支援します。 ・多様なニーズに応じた活動の場となるよう、関係機関等との連携により柔軟な運営を行います。 ・当事者向けに日常生活の自立に向けた支援や、就労に向けた訓練を継続的に提供し、社会参加への意欲を高めます。 	居場所の設置	当事者が、自分のペースで参加できる安心・安全な居場所を創出し、社会とのゆるやかなつながりを支援します。	福祉課 学校教育課
			就労ファーストステップ「ココカラ！」の実施	当事者の目的に応じた日常生活の自立に向けた支援や、就労に向けた訓練を継続的に提供し、社会参加への意欲を高めます。	福祉課
	29 家族に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり等の状態にある人を支える家族に対して、相談支援や家族会の場の提供、ピアサポートの促進などを通じて、家族自身が支援について学び、繋がりを持てる機会を提供します。 ・ひきこもりに関する正しい知識を学ぶための勉強会を企画・開催し、家族が抱える不安の軽減と対応能力の向上を支援します。 	ひきこもり家族の会の実施	家族自身が支援について学び、繋がりを持つ機会を提供します。	福祉課
			家族向け研修会の実施	ひきこもりに関する正しい知識を学ぶための勉強会を企画・開催し、家族が抱える不安の軽減と対応能力の向上を支援します。	福祉課
			不登校家族支援	家族自身が支援について学び、繋がりを持つ機会を提供します。	学校教育課
	30 支援者（理解者）の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で当事者に関わる支援者や理解者の層を広げるため、ひきこもりに関する正しい理解を促進する情報発信や啓発事業を行います。 ・地域住民や関係者がひきこもりに対する理解を深め、支援の担い手となれるよう、ひきこもり支援サポーターを養成すると共に、活動を支援します。 ・支援に携わる人が継続的に活動できるよう、ネットワーク形成や専門機関との連携支援を通じて支援基盤の強化を図ります。 	ひきこもり支援冊子の作成	ひきこもりに関する正しい理解を促進する情報をまとめた冊子を作成し啓発します。	福祉課
			講演会の実施	ひきこもりに関する正しい理解を促進するための住民向け講演会を実施します。	福祉課
			ひきこもり支援サポーターの養成	地域住民や関係者がひきこもりに対する理解を深め、支援の担い手となれるよう、ひきこもり支援サポーターを養成するとともに、活動を支援します。	福祉課
			ひきこもリネットワーク会議の開催	ひきこもり等に対する支援基盤の強化と連携の促進のため、関係者同士のネットワーク会議を開催します。	福祉課 学校教育課
	31 制度の利用・理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について、住民や関係機関への周知・啓発を行い、制度への理解促進を図ります。 ・制度利用が必要な人を早期に発見し、適切な制度利用につなげるため、相談窓口の充実と関係機関との連携を強化します。 ・意思決定支援を踏まえた後見制度の利用促進を図るため、尾張東部権利擁護支援センターや専門職との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。 ・成年後見等の申立てが困難な人に対して、町長申立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。 	成年後見制度普及・啓発事業	成年後見制度について、住民や関係機関への周知・啓発を行い、制度への理解促進を図ります。	福祉課 高齢者支援課
			権利擁護相談	各種相談窓口において権利擁護に関する相談も受け止め、必要な機関と連携し支援を行います。	福祉課 高齢者支援課
			中核センターの設置	尾張東部圏域の市町と合同で権利擁護の中核センターを設置し、一貫した支援体制を構築します。	福祉課 高齢者支援課
			町長申立ての実施	申立てが困難な人に対して町長申立てを行います。	福祉課 高齢者支援課

（3）権利擁護支援体制の充実【成年後見制度利用促進計画】	32	高齢者、障がいのある人、子どもにおける虐待防止対策の推進	・虐待の早期発見・早期対応のため、住民や関係機関への啓発活動を実施し、通報・相談体制の充実を図ります。 ・虐待対応において、関係機関が連携して迅速かつ適切な対応を行うため、ケース会議や研修等を通じた連携強化を図ります。 ・虐待を受けた人への継続的な支援と、虐待を行った人への支援や指導を通じて、再発防止に取り組みます。	各種虐待防止に関する啓発	虐待の早期発見・早期対応のため、住民や関係機関への啓発活動を実施し、通報・相談体制の充実を図ります。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室
				虐待通報への対応	虐待対応において、関係機関が連携して迅速かつ適切な対応を行うため、ケース会議や研修等を通じた連携強化を図ります。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室
				虐待の再発防止	虐待を受けた人への継続的な支援と、虐待を行った人への支援や指導を通じて、再発防止に取り組みます。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室
33	33	担い手の養成・支援	・市民後見人の養成講座を周知し、地域における権利擁護の担い手を確保します。 ・既存の担い手に対する継続的な研修やフォローアップ体制を支援すると共に、担い手同士の情報交換や相互支援の場を提供し、活動の質の向上を図ります。	市民後見人の養成支援	中核センターが実施する市民後見人養成講座の周知・啓発を行います。	福祉課 高齢者支援課
				市民後見人のフォローアップ支援	中核センターが実施する市民後見人フォローアップ講座の周知・啓発を行います。	福祉課 高齢者支援課
34	34	身寄りのない人への支援のあり方の検討	・身寄りのない人が安心して地域で生活できるよう、日常生活支援から終末期まで一貫した支援体制の構築を検討します。 ・医療・介護サービス利用時の身元保証や、入院・入所時の支援体制について、関係機関と連携した対応方針を検討します。 ・死後の手続きや財産処分等に関する支援のあり方について、関係機関と連携して検討を進めます。	身寄りのない人への支援のあり方の検討	中核センターが実施する身寄りのない人への支援のあり方について検討を行います。	福祉課 高齢者支援課
			・尾張東部6市町の行政、福祉、司法、医療、保健関係者等によって構成されている「適正運営委員会」において、地域課題の検討、調整、解決に向けて協議を進めます。 ・中核機関としての安定的運営ができるよう、センターの機能を整備し、拡充を支援します。制度利用促進に向けた広報・相談・制度利用支援・後見人支援等の機能を一体的に担う体制を整備します。 ・地域ケア会議等既存の仕組みを活用し、権利擁護支援が必要な人の発見・対応について関係機関の連携を強化します。 ・専門団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）との連携を深め、専門的な支援体制の充実を図ります。	中核センターの運営支援	中核センターの運営を支援し、「適正運営委員会」の実施等により地域における連携ネットワークを構築します。	福祉課 高齢者支援課
				権利擁護支援が必要な人の発見・対応	地域ケア会議等既存の仕組みを活用し、権利擁護支援が必要な人の発見・対応について関係機関の連携を強化します。	福祉課 高齢者支援課
4) 犯罪や非行をした人の社会復帰への支援の推進	36	再犯防止に関する広報・啓発	・犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で明るい地域社会を築くための「社会を明るくする運動」の更なる広報・周知を行います。 ・愛知県や民間団体等と連携し、薬物依存症問題に対応するための各種取組を進めます。また、薬物事犯者が再び薬物に手を出さないよう、薬物乱用防止に関する啓発活動を行います。	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で明るい地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を実施します。	福祉課
				薬物乱用防止講習の実施	保護司会や保健所と連携し、薬物乱用防止に関する啓発活動を行います。	福祉課
	37	生活基盤の安定に向けた支援	・関係機関等との連携のもと、犯罪をした人等の就労や住居を確保するための支援を行い、社会復帰を目指すと共に再犯防止に繋げます。 ・犯罪をした人等のうち、高齢や障がいがあるなどの複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人等について、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるように関係機関との連携を図ります。	協力雇用主との連携 保護司との連携	犯罪をした人が社会復帰を目指す一歩を踏み出すため協力雇用主との連携を図ります。 保護司が支援している対象者が必要な際に必要な支援へつなげることができるよう連携を図ります。	福祉課

【再犯防止推進計画】	38	民間協力者等の活動支援	保護司会の運営支援	保護司会の活動を支援します。	福祉課
			更生保護女性会の運営支援	更生保護女性会の活動を支援します。	福祉課
（5）生きることを支え合う地域づくり【自殺対策推進計画】	39	自殺対策・こころの健康に関する周知・啓発	周知・啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間等に合わせて、広報、ホームページ、SNS、ポスター等を活用し、こころの健康や相談先についての情報発信を行います。	福祉課 成人保健推進室
			こころの健康教育	健康づくり講座や地域の集まりの場などを活用し、日常的にこころの健康への関心を高める機会を提供します。	成人保健推進室
			学校での周知・啓発	学校と連携し、児童・生徒に対するSOSの出し方教育やストレス対処法、いのちの大ささについての学習機会を提供し、子どもが困った時に適切に助けを求められる力を育みます。	福祉課 学校教育課
生きることを支える人材の育成	40	生きることを支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座	地域住民や福祉の支援者等を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、地域で支え合う体制を広げます。	福祉課
			町職員及び教職員の対応力向上	町職員や教職員等に対しメンタルヘルスや自殺予防に関する研修を実施し、対応力の向上を図ります。	福祉課 成人保健推進室 学校教育課
生きることの促進要因への支援	41	生きることの促進要因への支援	生きがいや役割を実感できる環境整備	就労支援や居場所づくりなど、生きがいや役割を実感できる環境を整え、孤立や経済的困難といった背景への支援を進めます。	福祉課
			生活困窮者支援・ひきこもり支援の実施	生活困窮者やひきこもり状態にある人への支援を通じて、安心して暮らせる基盤をつくります。	福祉課
地域におけるネットワークの強化	42	地域におけるネットワークの強化	ネットワーク会議への参加	保健所が実施するネットワーク会議へ参加し、連携の基盤を強化します。	福祉課 成人保健推進室
			自殺未遂者及び自死遺族支援	相談窓口や当事者団体などへつなぎます。	福祉課 成人保健推進室
			グリーフケア事業	大切なものを失い、嘆き悲しむ渦中にいる人が思いを吐き出し、相談できる相手や自分の居場所を見つけ一人で抱え込まないよう、早期に相談支援へつなげます。	福祉課